

○新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例

平成3年2月27日

条例第1号

改正 平成15年6月19日条例第55号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 住宅計画と土地利用等(第7条—第9条)
- 第3章 住宅の整備(第10条・第11条)
- 第4章 居住者支援等(第12条—第17条)
- 第5章 住環境形成とまちづくり(第18条—第21条)
- 第6章 事業者への要請(第22条—第26条)
- 第7章 審議会(第27条・第28条)
- 第8章 雑則(第29条・第30条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)の住宅政策について基本的な事項を定めることにより、区民が安心して住み続けられる条件を確保するとともに、健康で文化的な住生活の維持及び向上を図ることを目的とする。

(住生活の基準)

第2条 良好な住宅及び快適な住環境は、区民生活を営むための基礎的な条件であり、すべての区民は健康で文化的な住生活を営む権利を有する。

2 区は、地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを進める中で、区民が安心して快適に住むことができる条件の確保に努めることを住宅政策の基本とする。

3 区は、前2項の基本理念の達成に向け、土地基本法(平成元年法律第84号)その他の住宅及び住環境に関する法令を踏まえ、区民及び事業者(以下「区民等」という。)と一体となつて、国及び東京都の協力を求めつつ、その実現に努めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区内に住所を有する者及び居住する者をいう。

(2) 事業者 開発事業を行おうとする者及び行う者をいう。

(3) 開発事業 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に定める開発行為及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に定める建築をいう。

(区長の責務)

第4条 区長は、住宅及び住環境に関し、必要な調査を行うとともに基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 区長は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、区民等の理解と協力を求めるとともに、住宅及び住環境に関する情報を積極的に区民等に提供しなければならない。

3 区長は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じ、国、東京都及び関係機関の理解と協力を求め、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、住み良い住宅の供給、維持及び良好な住環境の形成に努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、住み良い住宅及び良好な住環境の維持、改善に努めるものとする。

第2章 住宅計画と土地利用等

(住宅計画の策定)

第7条 区長は、住宅及び住環境に関する基本的かつ総合的な計画を策定するものとする。

2 区長は、前項の計画を策定したときは、公告するとともに区の広報紙への登載その他適切な方法により区民等に周知しなければならない。

3 区長は、第1項の基本計画に基づき短期的又は中期的な住宅に関する計画を策定するものとする。

(まちづくり施策と一体性等)

第8条 区長は、住み良い住宅及び良好な住環境を確保するため、住宅施策とまちづくり施策とを一体的に推進するよう努めなければならない。

2 区長は、住み良い住宅を確保するため、地域の特性に応じた土地の有効利用等必要な措置を講じるものとする。

(住宅水準)

第9条 区長は、区内における適切な住宅として備えるべき規模、構造、設備その他必要な事項に関する水準(以下「住宅水準」という。)を新宿区住宅まちづくり審議会の意見を聴いて定めるものとする。

2 区長は、区立住宅及び区営住宅を建築するときは、住宅水準に適合する住宅を建築しなければならない。

3 区民等は、住宅を建築しようとするとき、住宅水準に適合する住宅を建築するよう努めるものとする。

第3章 住宅の整備

(公共住宅等の整備)

第10条 区長は、区民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、区立住宅及び区営住宅の整備を積極的に推進するとともに、関係機関に公共住宅及び公共的住宅の整備を積極的に働きかけなければならない。

2 前項の住宅の整備に際し、区長は、地域住民の意向の把握に努め、高齢者、身体障害者等の福祉の充実を図るため、福祉的住宅の整備の促進に十分配慮しなければならない。

(融資あっせん等)

第11条 区長は、区民等が住み良い住宅を建築し、購入し、及び修繕することができるよう、これらに要する資金のあっせんを行う等適切な施策を推進しなければならない。

第4章 居住者支援等

(定住の促進)

第12条 区長は、区民が引き続き区内に住み続けられるよう、また新たに区民として居住できるよう、定住の促進のための施策の展開に努めなければならない。

(適正な家賃)

第13条 区長は、区民の定住を促進するため区の設置する公的住宅の家賃を適正にするよう努めなければならない。

(居住差別の解消)

第14条 区長は、高齢、障害、乳幼児、児童、国籍等による居住の差別を解消するよう努めるものとする。

(家賃補助)

第15条 区長は、区内の住宅の賃借人のうち特に援助を必要とする者に対し、区の施策に基づいて家賃の一部を補助することができる。

(住宅用途の維持)

第16条 区長は、住宅として建築された建築物及び現に住宅として使用されている建築物について、引き続き住宅としての用途を維持するよう、所有者に対して指導及び助言をすることができる。

(民間住宅に係る相談等)

第17条 区長は、民間住宅の供給、維持及び保全を図るため、住宅に係る相談、指導等必要な措置を講じるものとする。

第5章 住環境形成とまちづくり

(まちづくりの推進)

第18条 区長及び区民等は、住み良い住宅及び良好な住環境を確保するため、生活環境の改善、歴史的環境の保全に配慮し、定住人口の維持を図るとともに、まちづくり推進地区を指定し、積極的に進めるものとする。

(公共公益施設の整備)

第19条 区長は、良好な住環境となるよう公共公益施設の整備の促進に努めなければならない。

2 前項の公共公益施設の整備に際し、区長は、事業者等に公正、適切な負担を求めることができる。

(まちづくり住民組織)

第20条 区民等は、地域のまちづくりに関する自主的な研究及び討議のための組織(以下「まちづくり研究会」という。)をつくることができる。

2 区長は、地域のまちづくりについて区と区民等が協議をするための組織(以下「まちづくり協議会」という。)を設置することができる。

3 前2項の組織は、地域のまちづくり方針及び良好な住環境を形成するための整備計画を策定し、区長に提案することができる。

(まちづくり団体に対する助成)

第21条 区長は、前条第1項及び第2項の組織その他のまちづくりを目的として結成された団体に対し、区の施策に基づいて、その活動に要する経費の補助その他必要な助成を行うことができる。

第6章 事業者への要請

(開発事業における住環境の維持増進)

第22条 事業者は、開発事業を行うに際し、開発区域及び周辺区域の住環境の保全、商店街としての利便性の維持増進等地域のまちづくりに協力するよう努めなければならない。

(事業者への要請)

第23条 区長は、事業者に対して、良好な住宅の確保及び快適な住環境の形成のために、適切な負担を求めることができる。

(事前協議)

第24条 区長は、事業者に対して、あらかじめ、前2条の規定に基づき必要と認める事項について協議することを求めることができる。

(指導及び助言)

第25条 区長は、前条の規定に基づき必要があると認めるときは、事業者に対して、指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第26条 区長は、区民等がこの条例の規定に基づく区長の求め又は指導若しくは助言に応じないときは、これらに応じるように区民等に勧告し、公表することができる。

第7章 審議会

(審議会の設置)

第27条 区の住宅政策に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、新宿区住宅まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

(1) 第9条第1項に規定する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、住宅政策に関する重要事項

(審議会の組織)

第28条 審議会は、18人以下の委員で組織する。

2 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、住宅政策について学識経験を有する者、区民及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

(平15条例55・一部改正)

第8章 雑則

(組織の整備)

第29条 区長は、住み良い住宅の供給、維持及び保全並びに良好な住環境を確保するため、必要な専管の組織の整備を進める。

(財源の確保)

第30条 区長は、住み良い住宅の供給、維持及び保全並びに良好な住環境の形成を計画的に推進するため、必要な財源の確保に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年6月19日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。